

2018年(平成30年)8月9日(木)

昨年6月、三島市土地開発公社からホテル用地として東急電鉄に売却されたJR三島駅前の土地について、市民団体が8日、豊岡武士市長を相手取り、「公社に土地の買い取り請求権を行使しなかつた市の判断は違法」との確認を求める訴訟を静岡地裁に起こした。市が買い取らず、公社が直接事業者に売却した結果、市は売却益の約2億7千万円を得られなかつたと

原告は、公社との取り決めに従い、市が簿価(約4億9千万円)でいったん

## 土地売却 三島市長を提訴 市民団体「買い取れば利益」

している。

原告は「三島駅南口の整備を考える市民の会」代表の渡辺豊博さん(68)。訴状によると、公社は東急電鉄にJR三島駅前の土地約3141平方㍍を約4億8千万円で売却。一方、会が依頼した不動産鑑定では土地の評価額は約7億6千万円

原告は1月と6月の計2回、市監査委員会に監査請求を出したが、「買い取らなかつた判断は、市長の行政行為にすぎない」として棄却もしくは却下された。渡辺さんは「市長の判断や売却額の妥当性、土地取引の経緯についても、裁判で明らかにしたい」とした。市財政経営部は市長の代理で「訴状が届いたら、弁護士と相談して対応する」とのコメントを出した。

(宮川純一)